

【ポスター発表】

児童養護施設における意見表明等支援事業導入初期の期待と懸念

—直接支援職員への質問紙調査に基づく検討—

○ 北海道医療大学 氏名 片山 寛信 (009094)

米田 龍大 (北海道医療大学・009312)

アドボケイト・意見表明等支援事業・児童養護施設

1. 研究目的

本研究では、子どもの意見形成・表明支援事業（以下、意見表明等支援事業）が児童養護施設等で生活している子どもの権利擁護や、意見表明の促進にどのように寄与すると考えられるのかを、直接支援職員がどのように評価しているのかを明らかにする。

具体的には、質問紙を用いて直接支援職員が意見表明等支援事業に対して抱く期待や懸念、事業導入後の変化について定量的および定性的なデータを収集し、事業運営の改善点を検討するための基礎資料とする。

2. 研究の視点および方法

意見表明等支援事業は、子どもの権利条約第12条に基づいた、子どもの意見表明権を保障するために設けられた制度である。社会的養護下で生活をしている子どもたちが自身の意見を形成し、それを適切に表明できる仕組みとして位置づけられ、子どもが意見を表明する権利の保障と、その声を適切に反映させる仕組みとして重要な役割を果たすことを期待されている。

本研究では、A自治体の児童養護施設に勤務する直接支援職員を対象に無記名自記式のGoogle formsを用いて実施した。研究対象者は、意見表明等支援事業の説明会を実施した児童養護施設に勤務する直接支援職員とした。対象となる児童養護施設の意見表明等支援事業担当者に連絡を入れ、研究の趣旨を説明し同意が得られた場合、それぞれ対象となる職員の数を確認し、指定された人数を研究対象者とした。

調査項目は、『意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究報告書』で示されているアンケートモデルを基に作成をした項目に、栄留（2020）が実施した先行研究を参考として事業の認知度、子どもへの影響、職員自身への影響、事業運営上の課題など、多岐にわたる内容で構成した。回答形式は、5段階評価のリッカート尺度と自由記述を組み合わせ、定量的および定性的データの収集を行なった。

3. 倫理的配慮

本調査は、北海道医療大学看護福祉学倫理審査委員会による審査の上、看護福祉学部長

による承認（24N045039）を得た。

なお、本調査はA自治体において意見表明等支援事業を受託している法人より委託を受け実施した。調査に必要な資金提供を当該法人より受けており、利益相反（COI）がある。そのため、調査結果に影響を与えず、独立性を担保するために、取得した生データは当該法人には提供せず、研究者が分析を行った結果のみを報告書として提示することとした。研究対象者に対しても説明文において上記内容について明記し、開示した。

4. 研究結果

研究対象者は児童養護施設職員200名で、そのうち有効回答数は148であった。回収率は77.5%、有効回答率は74.0%とより高い回収率となっており、意見表明等支援事業に対する関心の高さが示唆された。

分析の結果、児童養護施設職員は意見表明等支援事業に対し肯定的な認識を持っていることが示唆された。特にこどもの権利擁護や意見表明の機会創出という点では高い期待が寄せられており、事業実施に関して約25%の職員が負担感を感じていた。意見表明等支援事業自体については、こどもにとって肯定的な影響や権利擁護に繋がると考え、こどもにとって必要な事業であると考えていることが明らかになった。一方、意見表明等支援事業だけでこどもが日常から意見を言えるようになるとは考えておらず、意見箱や施設独自の仕組みなどこれまでの仕組みとの組み合わせが重要であると考えていた。さらに、意見表明等支援員がこどもにとって話しやすい存在になるかについて、肯定的な回答は34%にとどまった。

5. 考察

研究の結果、児童養護施設職員は意見表明等支援事業に対して肯定的な認識を持っていることが示唆された。特にこどもの権利擁護や意見表明の機会創出という点では高い期待が寄せられており、職員としての負担感も低いことから、事業導入の下地は整っていると考えられる。各職員が意見表明等支援事業を肯定的に捉える要因として、『こどものために必要』な仕組みとしての認識があることが示唆された。

一方、多くの質問項目で、「どちらともいえない」という回答が多数を占めており、事業がまだ開始初期段階であるため、具体的な効果について不明確な部分が多く、様子を見たいという慎重な姿勢が伺える。自由記述から懸念として示されたのは、こどもや意見表明等支援員の個人差によって効果が異なることや、こどもの特性の理解、こどもや職員との信頼関係構築の重要性、適切な説明方法の必要性などである。これも『こどものために』といった視点が起因となっていると考えられる。

今後も意見表明等支援事業の継続的な取り組みにより、こどもの意見表明の機会が適切に確保され、児童養護施設等における権利擁護の推進につながることを期待される。